

## 薬局・医薬品販売業の許可に関する

### 管理医療機器販売業・貸与業「みなし管理」に該当する変更事項一覧

対象：薬局又は医薬品店舗販売業の営業所において、管理医療機器販売業・貸与業の届出の特例（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第49条）に該当する場合

① 届出者（開設者）の氏名（法人名）

※吸収合併等で名前が変わる場合は新規申請が必要です。判断に困る場合はお問い合わせください。

② 届出者（開設者）の住所

③ 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

④ 営業所の名称

⑤ 営業所の管理者

⑥ 営業所管理者の氏名

⑦ 営業所管理者の住所（区画整理時も該当します。）

⑧ 兼営事業の種類

⑨ 構造設備の主要部分（変更内容によって該当しない場合がありますので不明時はお問い合わせください。）